

参 考 資 料

目次

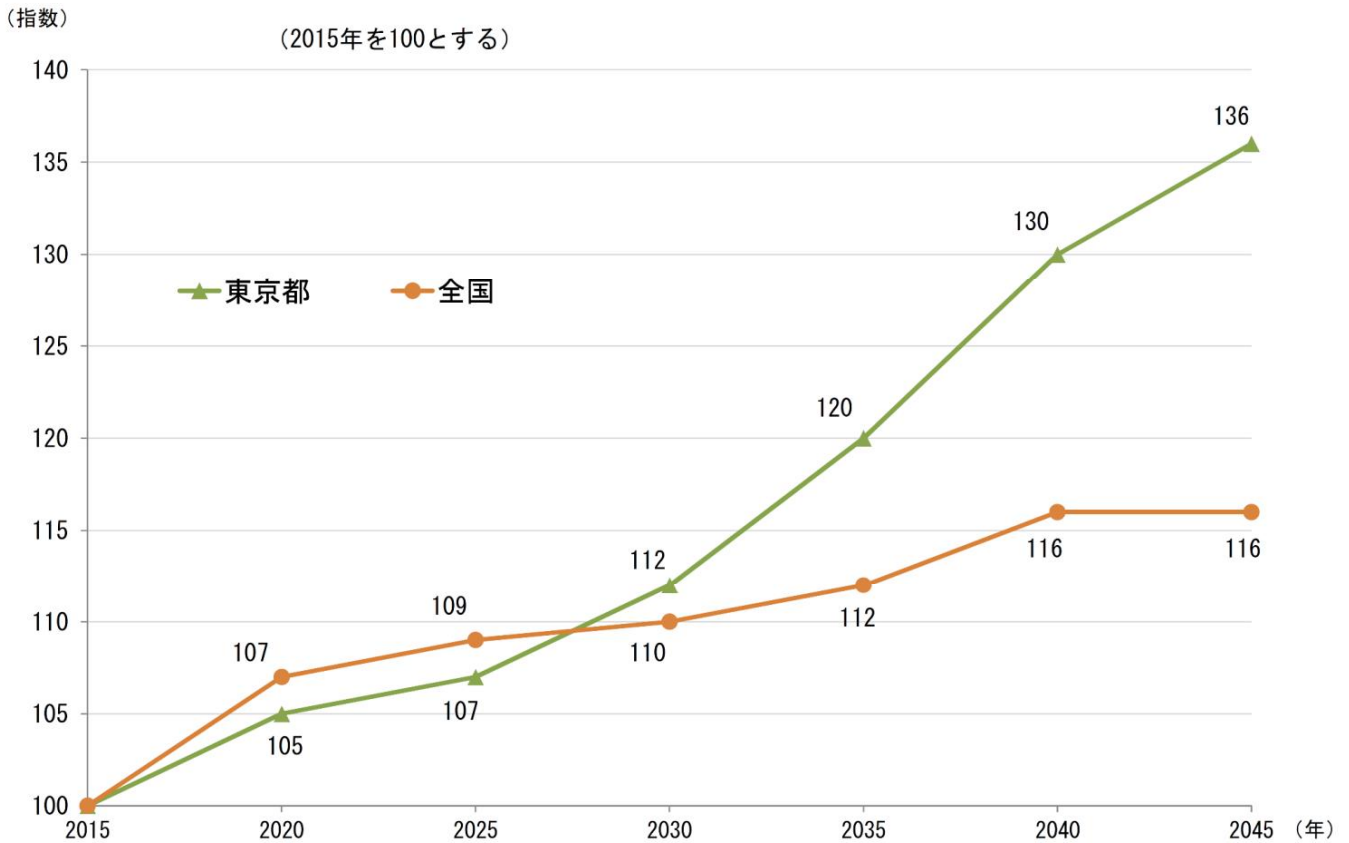
I 税制改革の視点

65歳以上人口の指数の推移	1
---------------------	---

II 税制改革の方向性

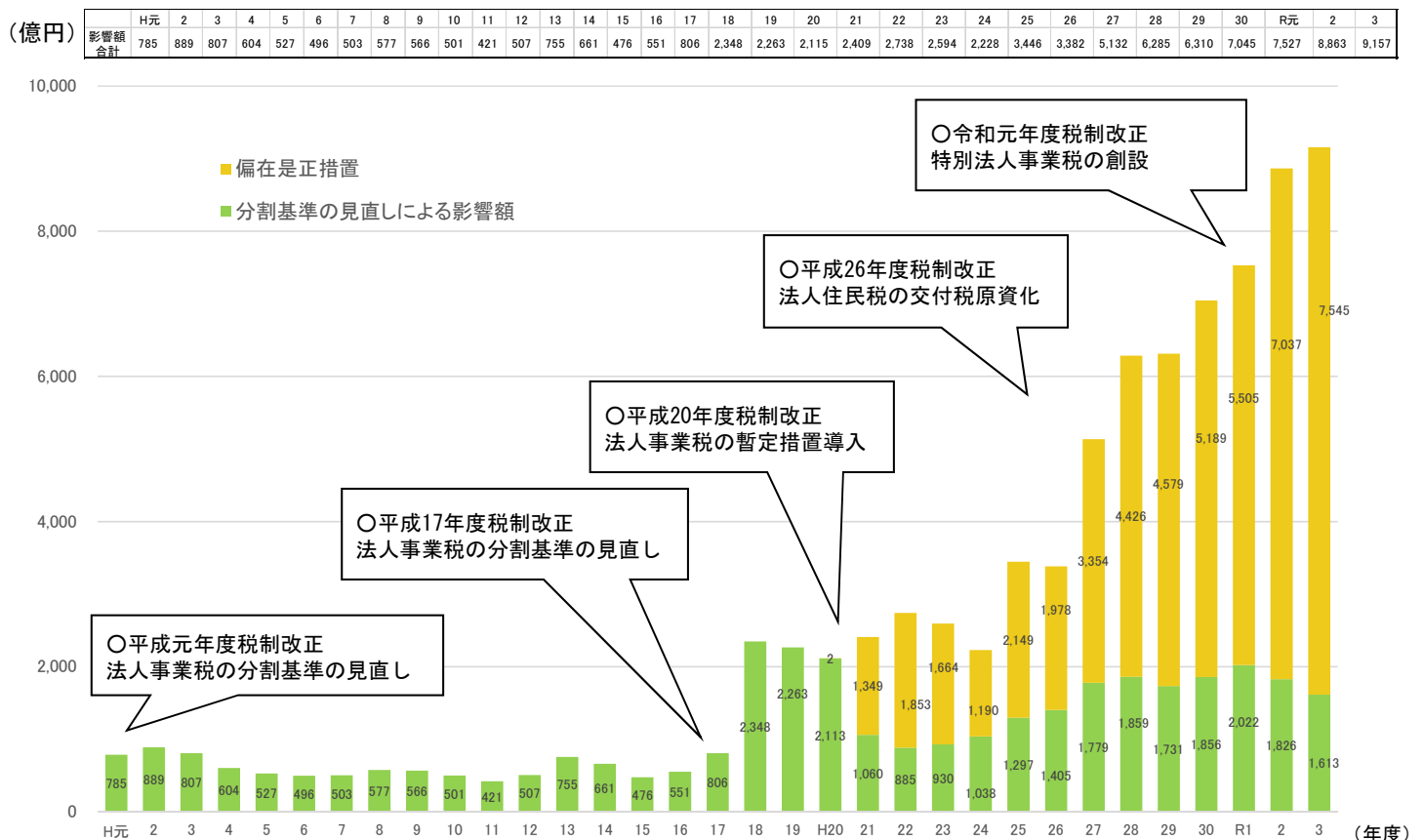
東京都における地方法人課税の偏在是正措置等による影響額の推移 ..	2
減資企業の増加	3
消費税（国・地方）の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算	4
「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）	5
「ふるさと納税」の受入額及び受入件数の推移（全国計）	6
「ふるさと納税」による控除額（都内区市町村別）	7
地球温暖化対策のための税	8
主な炭素税導入国の比較	9
日本の及び諸外国の実効炭素価格	10
ソーラーパネル等を導入した場合の主な税制措置（概要）	11
自動車関連税の概要	12
人口一人当たり税収額指数（平成30年度決算額）	13
自動車の外部環境の変化とCASE	14
自動車関連税の税収推移	15
我が国のカーシェアリングに関する動向	16
運輸部門におけるCO ₂ 排出量	17
欧州の車体課税におけるCO ₂ 排出量基準導入の動き	18
諸外国における車体課税のCO ₂ 排出量基準について	19
自動車税・軽自動車税における営自格差の推移	20
軽自格差の推移	21

65歳以上人口の指数の推移



注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成。

東京都における地方法人課税の偏在是正措置等による影響額の推移



注1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張—地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論—」等より作成。
 2 令和2年度までは決算額、令和3年度は当初予算額による。
 3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

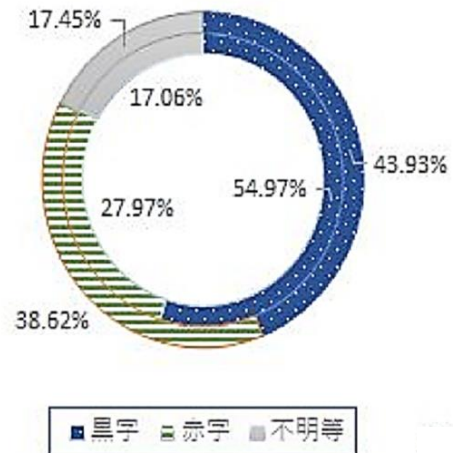
減資企業の増加

- 近年、資本金を減資する大企業が増加している。資本金を1億円以下とすることで法人税法上は中小企業とみなされ、法人税率の引き下げや法人事業税の外形標準課税の免除等の税制優遇措置の対象となる。
- 減資企業は、コロナ禍において特に売上が減少した飲食業・旅行業・その他サービス業等が多い。

【資料1】 資本金1億円以下に減資した企業 産業別 (社)

	2020年3月末時点		2021年3月末時点		前年比
	社数	構成比	社数	構成比	
農・林・漁・鉱業	6	0.84%	7	0.70%	16.67%
建設業	22	3.08%	36	3.61%	63.64%
製造業	146	20.42%	191	19.16%	30.82%
卸売業	80	11.19%	101	10.13%	26.25%
小売業	70	9.79%	70	7.02%	0.00%
金融・保険業	29	4.06%	45	4.51%	55.17%
不動産業	53	7.41%	68	6.82%	28.30%
運輸業	23	3.22%	25	2.51%	8.70%
情報通信業	126	17.62%	182	18.25%	44.44%
サービス業他	160	22.38%	272	27.28%	70.00%
合計	715	100%	997	100%	39.44%

【資料2】 資本金1億円以下に減資した企業の損益別 (内側が20年、外側が21年)



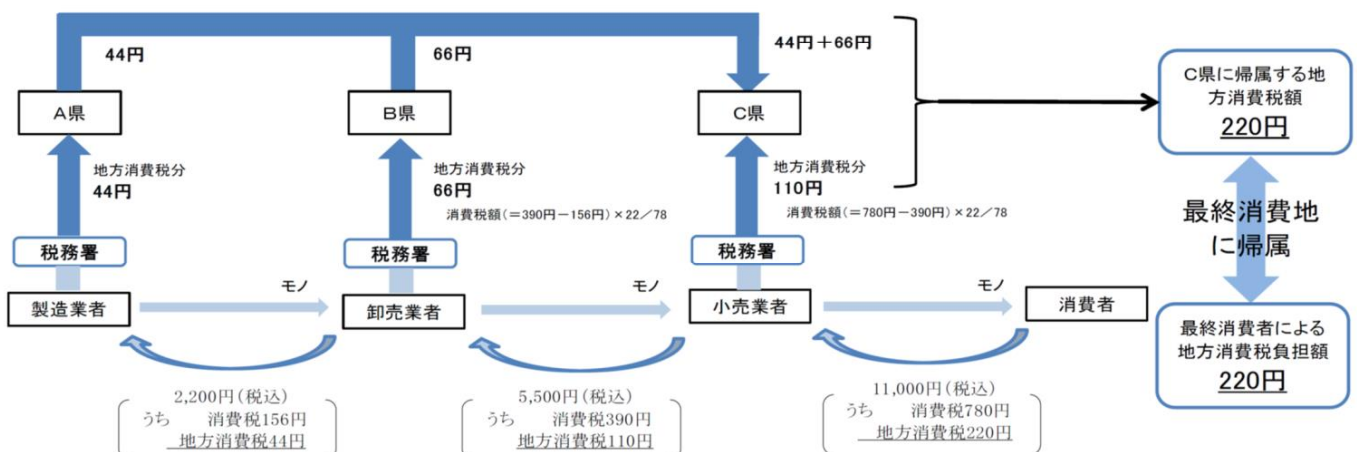
注 資料1及び資料2は、東京商工リサーチ「『減資企業』動向調査」(2021年6月9日)より引用。

3

消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税収は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地主義)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税収が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払いこまれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



注 総務省「第1回 地方消費税に関する検討会」(平成29年4月25日)会議資料より作成。

4

「ふるさと納税」による控除額（都内区市町村別）

(単位:千円)

	控除額(市町村民税)			控除額(市町村民税)			控除額(市町村民税)	
	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
千代田区	1,040,817	1,276,446	八王子市	914,022	1,134,616	羽村市	64,186	83,853
中央区	1,638,512	2,405,340	立川市	390,814	505,962	あきる野市	74,375	95,571
港区	3,323,737	3,898,199	武蔵野市	756,371	976,543	西東京市	454,162	571,534
新宿区	1,958,887	2,557,446	三鷹市	599,508	780,010	瑞穂町	21,799	28,092
文京区	1,635,269	1,982,679	青梅市	120,352	145,615	日の出町	10,826	14,151
台東区	818,799	1,010,623	府中市	570,823	753,612	檜原村	695	792
墨田区	901,794	1,227,461	昭島市	161,467	217,324	奥多摩町	1,554	2,531
江東区	2,575,354	3,286,837	調布市	728,027	937,168	大島町	4,466	6,874
品川区	2,443,487	3,073,576	町田市	884,113	1,120,712	利島村	242	635
目黒区	2,172,377	2,736,960	小金井市	392,352	481,861	新島村	1,665	2,667
大田区	2,571,597	3,198,053	小平市	440,740	551,558	神津島村	1,314	1,815
世田谷区	4,931,196	6,074,376	日野市	381,692	491,823	三宅村	1,553	3,206
渋谷区	2,653,387	3,049,575	東村山市	210,473	271,912	御蔵島村	345	542
中野区	1,170,533	1,558,562	国分寺市	436,066	478,365	八丈町	6,243	7,730
杉並区	2,484,738	3,016,008	国立市	239,801	294,111	青ヶ島村	0	131
豊島区	1,277,742	1,580,871	福生市	60,249	80,770	小笠原村	5,275	8,216
北区	969,863	1,366,371	狛江市	211,435	281,725	区市町村合計	51,564,760	64,742,788
荒川区	633,840	818,121	東大和市	122,233	147,961	東京都	34,361,222	43,171,985
板橋区	1,330,871	1,736,692	清瀬市	109,512	145,256	東京都合計	85,925,982	107,914,773
練馬区	2,295,999	2,588,923	東久留米市	189,148	253,966			
足立区	1,227,005	1,639,061	武蔵村山市	62,392	79,044			
葛飾区	827,388	1,035,625	多摩市	290,191	384,467			
江戸川区	1,508,854	1,969,839	稲城市	252,233	312,419			

- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査(税額控除の実績等)」(令和2年度・令和3年度)をもとに作成。
 2 控除額の数値は、各年度分の個人住民税の課税対象となる期間(前年1月1日～12月31日)において支出された都道府県、区市町村に対する寄附金のうち、個人住民税の寄附金税額控除が適用された寄附金にかかる控除額であり、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに事前に調査し取りまとめたもの。
 令和2年度の数値は令和2年6月1日時点、令和3年度の数値は令和3年6月1日時点のもの。
 3 「東京都」の控除額は、道府県民税にかかるもの。
 4 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

7

地球温暖化対策のための税

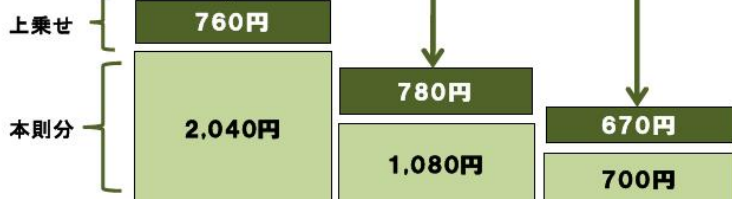
- 全化石燃料に対して課税する石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月1日から施行し、3年半かけて税率を段階的に引き上げ
- 課税主体は国、納税義務者は「原油等を採取する者」及び「原油等を保全地域から引き取る者」
- 税収は、エネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

税率(段階的引き上げ)

	原油・石油製品 [1klあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度 (10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

税収 [上乗せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円



(参考)家計への負担

税によるエネルギー価格上昇額	世帯当たりの負担額
ガソリン 0.76円/L	1,228円/年 (102円/月)
灯油 0.76円/L	
電気 0.11円/kwh	
都市ガス 0.647円/Nm3	
LPG 0.78円/kg	

※「家計調査」(平成22年)を基に環境省、経済産業省が試算

注 総務省「地方財政審議会」(平成28年3月28日)資料、環境省資料より作成。

8

主な炭素税導入国の比較

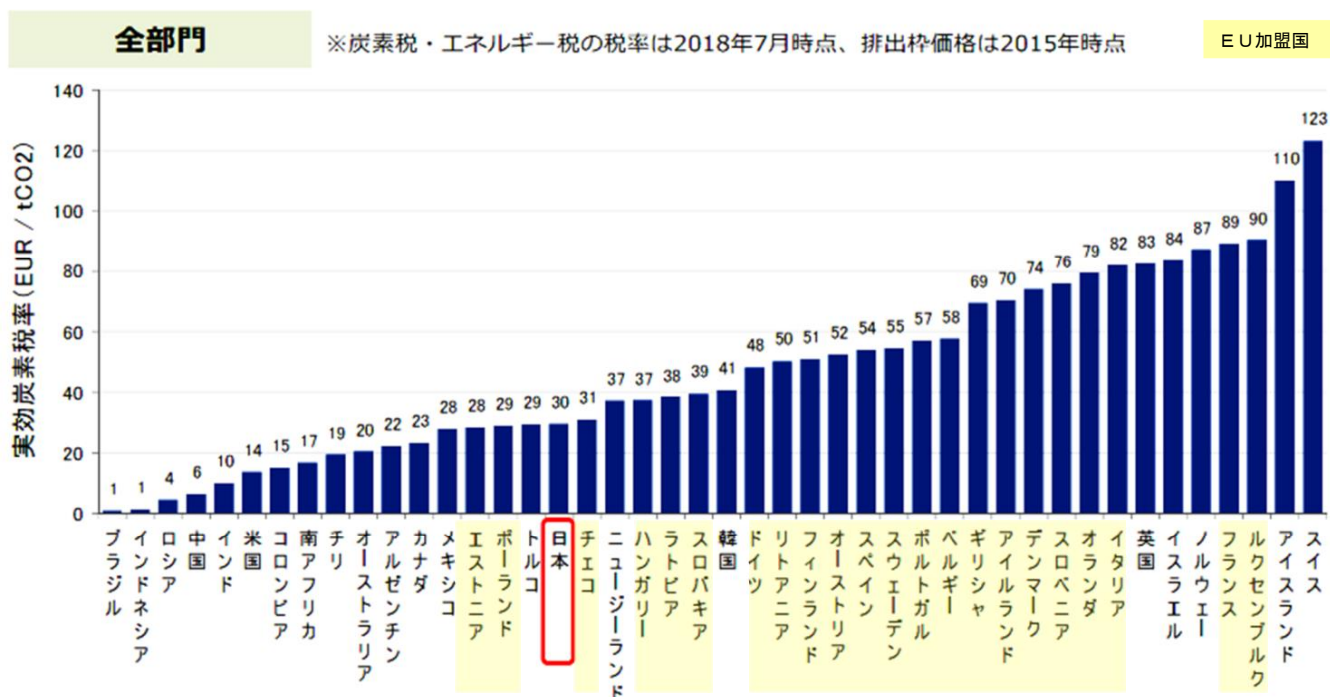
国名	導入年	税率 (円/tCO ₂)	税収規模 (億円[年])	財源	税収使途	減免措置
日本 (温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO ₂ 排出抑制等に活用。	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等は免税。
フィンランド (炭素税)	1990	9,625 (77EUR、 輸送用燃料)	1,818 [2019年]	一般会計	・税制改革時に所得税の引下げ及び企業の雇用に係る費用の軽減に活用。	・石油精製プロセス、原料使用、航空機・船舶輸送、発電用に使用される燃料は免税。CHPは減税、バイオ燃料は減税、エネルギー集約型産業に対し還付措置。
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	14,400 (1,200SEK)	2,660 [2019年]	一般会計	・炭素税導入時に労働税の負担軽減を実施。2001～2004年の標準税率引上げ時には、低所得者層の所得税率引下げ等に活用。	・EU-ETS対象企業、発電用燃料及び原料使用、EU-ETS対象外のCHP等は免税。 ・EU-ETS対象外の企業に軽減税率が適用されたが、2018年に本則税率に一本化。
ノルウェー (CO ₂ 税)	1991	7,092 (591NOK、 ガソリン)	1,613 [2019年]	一般会計 (一部基金化)	・石油採掘事業者からの税収は年金基金に繰り入れ。	・大陸棚での石油採掘企業を除くEU-ETS対象企業、国際航空機・国際船舶の燃料、還元・電解質製造等原料使用、漁業用燃料、温室用軽油、バイオディーゼル、輸送用燃料、外交官が使用する燃料は免税。
デンマーク (CO ₂ 税)	1992	3,035 (178.5DKK)	601 [2019年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出。	・EU-ETS対象企業及びバイオ燃料は免税。
スイス (CO ₂ 税)	2008	10,752 (96CHF)	1,416 [2019年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残りの2/3程度は国民・企業へ還流。	・国内ETS参加企業は免税 ・政府との排出削減協定達成企業は減税 ・輸送用ガソリン・軽油は課税対象外
アイルランド (炭素税)	2010	4,188 (33.5EUR、 ガソリン・軽油)	544 [2019年]	一般会計	・赤字補填に活用。	・ETS対象産業、発電用燃料、農業用軽油、CHP(産業・業務)等は免税
英国 (カーボン プライスフロア)	2013	2,538 (18GBP)	1,262 [2019年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出。	・発電容量2MW以下は免税。発電容量2MW以下のCHP、待機発電設備、北アイルランドの発電設備は対象外。
フランス (炭素税)	2014	5,575 (44.6EUR)	10,250 [2019年 推計値]	一般会計/ 特別会計	・一般会計から、交通インフラ資金調達庁、及び、エネルギー移行のための特別会計に充当。	・EU-ETS企業は2013年の税率を適用(免税)、エネルギー集約型産業は2014年の税率を適用(減税)。 ・CHP、発電用燃料、冶金・鋳物製造・還元、特定の非鋳物製造工程に使用される燃料は免税。
ポルトガル (炭素税)	2015	2,990 (23.921EUR)	119 [2015年 推計値]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出。	・農業・漁業等は減税。 ・EU-ETS対象企業は免税。
カナダBC州 (炭素税)	2008	3,280 (40CAD)	1,379 [2019年]	一般会計	・所得税の減税等に活用。	・州外に販売・輸出される燃料、越境輸送に使用される燃料、電解、燃料製造に使用される燃料等は免税。

- 注1 環境省「税制全体のグリーン化推進検討会(第1回)」(令和3年8月11日)資料より抜粋。
 2 税率は2021年1月時点。税収は取得可能な直近の値。
 3 為替レート: 1CAD=約82円、1EUR=約125円、1GBP=約141円、1CHF=約112円、1SEK=約12円、1NOK=約12円、1DKK=約17円。
 (2018～2020年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

9

日本及び諸外国の実効炭素価格

■ OECDによれば、日本及び諸外国の実効炭素価格(排出枠価格、炭素税、エネルギー税の合計)(全部門)は以下のとおり。日本の実効炭素価格は30EUR/tCO₂である。



(注) 個別の減免措置を加味するため、各国の部門別の実効炭素価格(炭素税・エネルギー税の税率の合計及び排出量取引制度の排出枠価格)を、部門別のエネルギー起源CO₂排出量で加重平均をとって算出。各国の炭素税・エネルギー税の税率及び部門別排出量はOECD「Taxing Energy Use 2019」の値(税率は2018年7月1日時点)、各国の排出量取引制度の価格及びカバー率はOECD「Effective Carbon Rates 2018」の値(排出枠価格は2015年時点)。排出量と課税額にそれぞれバイオマス起源排出への課税が含まれる。
 (出所) OECD (2019)「Taxing Energy Use 2019」、OECD (2018)「Effective Carbon Rates 2018」より環境省作成。

注 環境省「カーボンプライシングの活用に関する小委員会(第13回)」(令和3年3月2日)資料より抜粋。

10

ソーラーパネル等を導入した場合の主な税制措置（概要）

税目	控除内容等	新築			既築		
		一般住宅	認定長期優良住宅	認定低炭素住宅	省エネ改修工事等を行わない増改築等工事	省エネ改修工事	
			(必須) 外壁断熱、劣化対策、耐震性等	(必須) 外壁断熱等 (任意) 太陽光発電の設置 (任意) 蓄電池の設置		(必須) 窓の断熱改修工事 (任意) 床等の断熱工事 ※投資型減税のみ (任意) 太陽光発電装置の設置工事	
所得税	(ローン減税)	ローン期間	10年以上	10年以上	10年以上	10年以上	5年以上
		控除額	ローン残高×1%	ローン残高×1%	ローン残高×1%	ローン残高×1%	ローン残高×2%
		限度額	4,000万円	5,000万円	5,000万円	4,000万円	250万円
		最大控除額	480万円	600万円	600万円	480万円	25万円
		控除期間	13年間	13年間	13年間	13年間	5年間
	(投資型減税)	控除額	なし	性能強化費×10% 650万円	性能強化費×10% 650万円	なし	性能強化費×10% 250万円(*) (*)太陽光発電装置を設置 +100万円
登録免許税	税率	0.15% (保存) 0.3% (移転)	0.1% (保存) 0.2% (移転(戸建)) 0.1% (移転(マンション))	0.1% (保存) 0.1% (移転)			
不動産取得税	控除額	1,200万円	1,300万円	1,200万円			
固定資産税(家屋)	減額割合	1/2	1/2	1/2	なし	1/3	
	期間	3年間(戸建) 5年間(マンション)	5年間(戸建) 7年間(マンション)	3年間(戸建) 5年間(マンション)	なし	1年間	

注 財務省、国税庁、国土交通省、東京都主税局、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ等より作成。

11

自動車関連税の概要

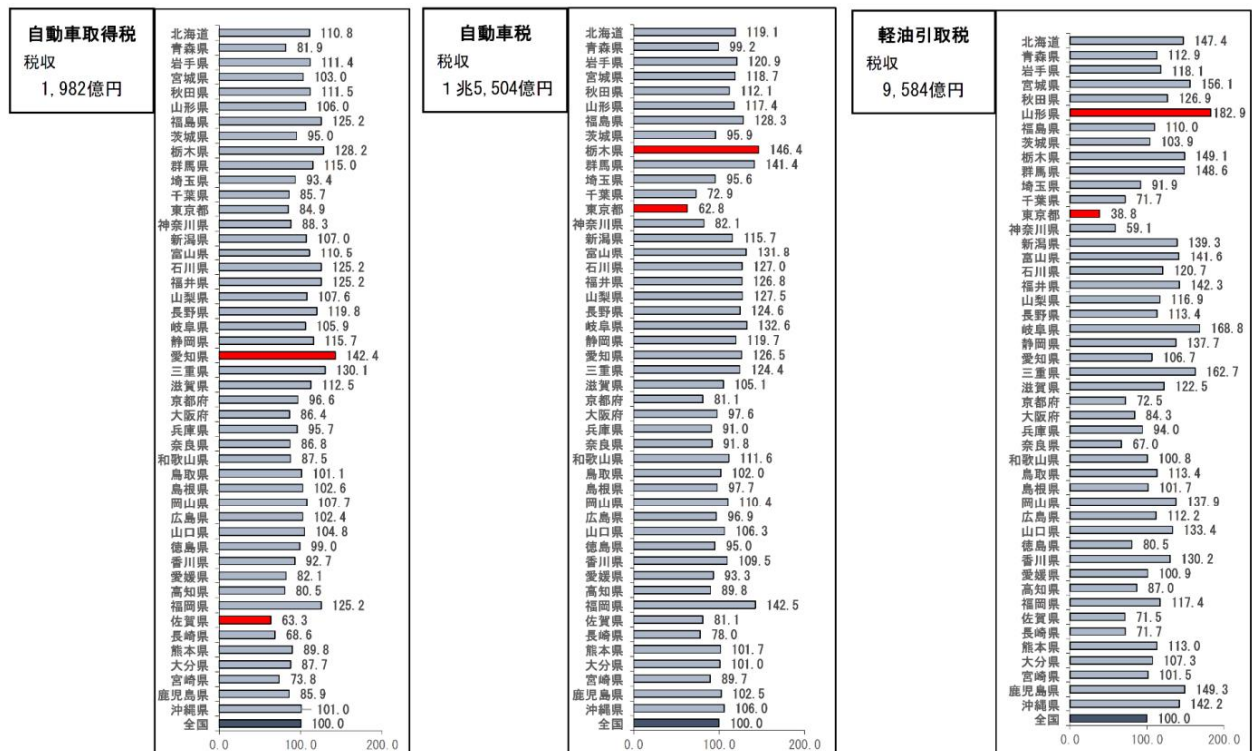
税目	段階	概要	課税の考え方
自動車税・軽自動車税 環境性能割 (R1.10 導入) 【道府県税・市町村税】	取得	・取得価額に応じて課税 ・燃費基準達成度等に応じた段階税率	道路損傷負担 環境損傷負担
自動車取得税 (R1.9 廃止) 【道府県税】	取得	・取得価額に応じて課税 ・H21年度に一般財源化 ・H21年度からエコカー減税導入	応益負担 道路損傷負担 環境損傷負担
自動車税種別割 (R1.10導入・旧自動車税) 【道府県税】	保有	・排気量(乗用車)・最大積載量(トラック)、 最大定員(バス)等に応じて、毎年度課税 ・H13年度からグリーン化特例導入	応能負担 応益負担 道路損傷負担 環境損傷負担
軽自動車税種別割 (R1.10導入・旧軽自動車税) 【市町村税】	保有	・車種ごと区分して税率が設定され、 毎年度課税 ・H27年度からグリーン化特例導入	応益負担 道路損傷負担 環境損傷負担
自動車重量税 【国税】	保有	・重量に応じて課税、車検時徴収 ・H21年度に一般財源化 ・H21年度からエコカー減税導入 ・H22年度から燃費性能・経過年数に応じた 複数税率の仕組みを導入	応益負担 道路損傷負担 環境損傷負担
揮発油税 【国税】 地方揮発油税 【国税】 軽油引取税 【道府県税】	走行	・数量に応じて課税 ・「当分の間」税率の適用	応益負担 道路損傷負担 環境損傷負担

注 東京都税制調査会『自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書』(令和3年3月)より再掲。

12

人口一人当たり税収額指数（平成30年度決算額）

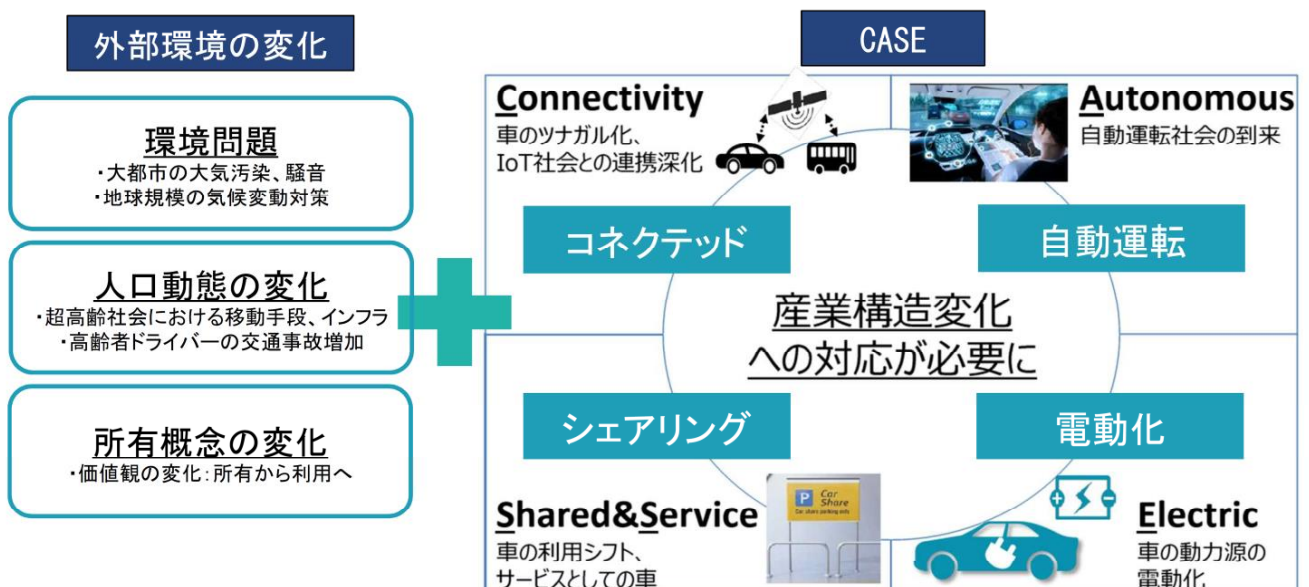
○ 道府県税である自動車取得税、自動車税及び軽油引取税について、都道府県別の人口一人当たりの税収額指数をみると、都市部と比較して地方部ほど一人当たりの税収額が大きくなっている。



注1 総務省「平成30年度都道府県財政指数表」より作成。
 2 人口は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳による。

自動車の外部環境の変化とCASE

■ 自動車を取り巻く環境は、急速に進む技術革新とその普及に向けた積極的な政策的支援、人々の自動車に対する価値観の変化を背景に大転換期を迎えている。
 ■ 自動車の次世代技術やサービスの新たな潮流を表す言葉に「CASE」がある。
 ■ CASEは、気候変動対策への貢献をはじめ、デジタル化による新たな価値創造、「保有」から「共有」への価値観の変化、高度な自動運転などによる社会構造の大きな変化をもたらすとされている。



注 経済産業省『自動車リサイクル制度と新時代自動車戦略』(令和元年10月11日)資料等より作成。

自動車関連税の収推移

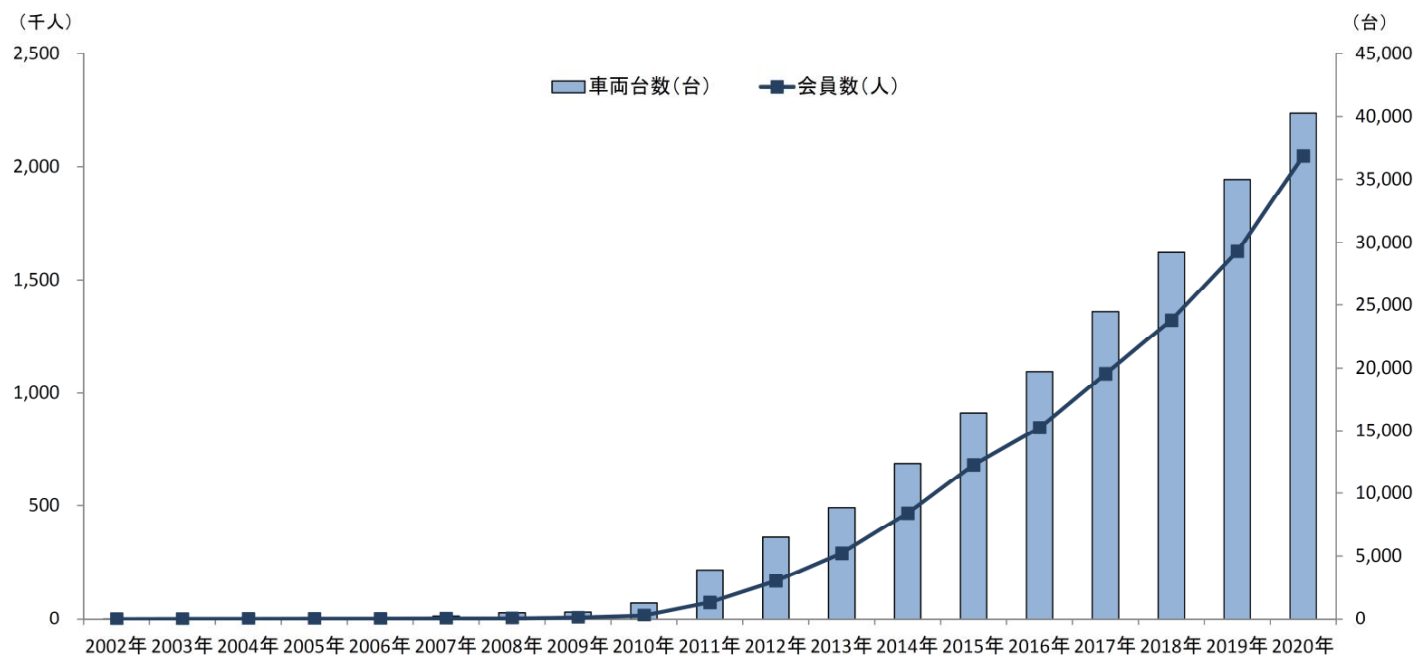
(単位：億円)

年度	自動車取得税 (~R1.9)	自動車税			軽自動車税			軽油引取税	自動車重量税		揮発油税		地方税合計 (c)	地方税合計 (a)+(b)+(c)	自動車関連税合計
		自動車税 (~R1.9)	環境性能割 (R1.10~)	種別割 (R1.10~)	軽自動車税 (~R1.9)	環境性能割 (R1.10~)	種別割 (R1.10~)		国分	地方分 (a)	国分	地方分 (b)			
H13	4,496	17,714	—	—	1,302	—	—	11,905	8,356	2,845	28,136	3,010	35,416	41,271	77,763
H14	4,191	17,737	—	—	1,352	—	—	11,525	8,480	2,827	28,365	3,035	34,805	40,667	77,511
H15	4,473	17,463	—	—	1,405	—	—	11,025	7,671	3,835	28,854	3,087	34,366	41,288	77,813
H16	4,509	17,131	—	—	1,459	—	—	10,999	7,488	3,744	28,982	3,101	34,098	40,943	77,413
H17	4,528	17,528	—	—	1,515	—	—	10,859	7,574	3,787	29,084	3,112	34,430	41,329	77,987
H18	4,570	17,255	—	—	1,573	—	—	10,507	7,350	3,675	28,567	3,057	33,905	40,636	76,553
H19	4,247	17,174	—	—	1,636	—	—	10,339	7,399	3,699	28,204	3,018	33,396	40,112	75,716
H20	3,663	16,808	—	—	1,687	—	—	9,188	7,170	3,585	25,719	2,856	31,346	37,787	70,676
H21	2,310	16,544	—	—	1,739	—	—	9,083	6,351	3,176	27,152	2,905	29,676	35,757	69,260
H22	1,916	16,155	—	—	1,776	—	—	9,180	4,465	3,065	27,501	2,942	29,027	35,034	67,000
H23	1,678	15,972	—	—	1,804	—	—	9,318	4,478	3,073	26,484	2,834	28,772	34,679	65,641
H24	2,104	15,860	—	—	1,843	—	—	9,249	3,969	2,724	26,219	2,805	29,056	34,585	64,773
H25	1,934	15,744	—	—	1,892	—	—	9,433	3,814	2,617	25,743	2,754	29,003	34,374	63,931
H26	863	15,562	—	—	1,951	—	—	9,356	3,728	2,558	24,864	2,660	27,732	32,950	61,542
H27	1,373	15,428	—	—	2,003	—	—	9,246	3,849	2,642	24,646	2,637	28,050	33,329	61,824
H28	1,461	15,349	—	—	2,384	—	—	9,332	3,915	2,687	24,342	2,605	28,526	33,818	62,075
H29	1,897	15,405	—	—	2,486	—	—	9,487	3,778	2,593	23,962	2,564	29,275	34,432	62,172
H30	1,982	15,504	—	—	2,581	—	—	9,584	3,944	2,707	23,478	2,512	29,651	34,870	62,292
R1	1,039	15,303	458	120	2,662	31	—	9,449	3,381	2,833	22,808	2,440	29,062	34,335	60,524

注1 総務省「地方財政白書」、「地方税に関する参考係数資料」、財務省「租税及び印紙収入決算額調」等より作成。税金は決算額。
 注2 揮発油税(地方分)の税金については、平成20年度分までは地方道路税収額を記載し、平成21年度以降は地方揮発油税額を記載している。
 注3 端数処理の関係上、合計と一致しない場合がある。

我が国のカーシェアリングに関する動向

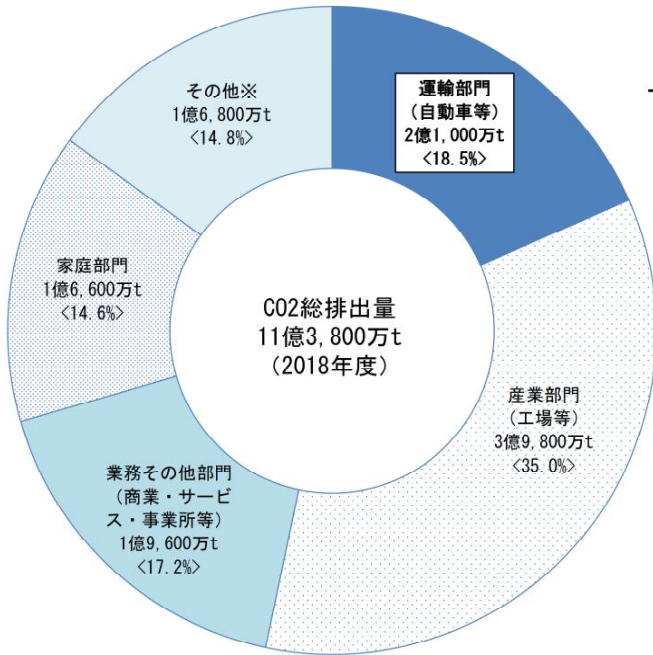
- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による2020年3月の調査では、我が国のカーシェアリング車両ステーション数は19,119カ所(前年比10.9%増)、車両台数は40,290台(同15.2%増)、会員数は2,046,581人(同25.8%増)と、引き続き増加している。
- カーシェアリング車両ステーションは、都市部を中心に設置が進んでいる。



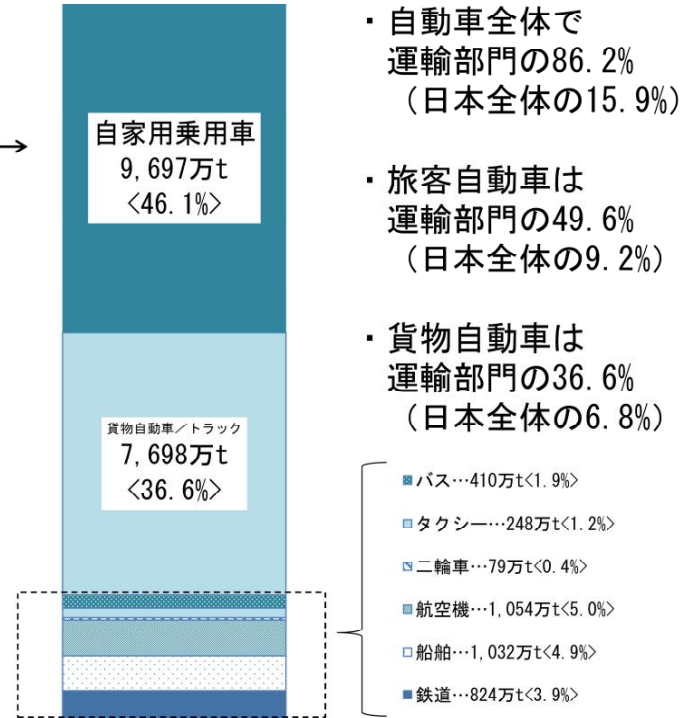
注1 東京都税制調査会『自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書』(令和3年3月)より再掲。
 注2 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページより作成。
 注3 2002年から2005年までは4~6月調べ、2006年から2014年までは1月調べ、2015年からは3月調べ。

運輸部門におけるCO₂排出量

○日本の各部門におけるCO₂排出量



○運輸部門におけるCO₂排出量



※ エネルギー転換部門(発電所等)、非エネルギー起源(工業プロセス及び製品の使用、廃棄物の焼却等)による排出量。
 注1 国土交通省資料、温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2018年度)確報値」より作成。
 2 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量はそれぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。
 3 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。

欧州の車体課税におけるCO₂排出量基準導入の動き

取得に係る課税			保有に係る課税		
1998年 欧州自動車工業会が欧州委員会と協議し自主規制によるCO ₂ 排出削減目標を設定。					
1998年	フランス	自動車登録税の課税標準(課税馬力)の算出に、CO ₂ 排出量を追加。	2001年	英国	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
2007年	ノルウェー	自動車登録税の税率にCO ₂ 排出量基準を追加。	2002年	英国	社有車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
2008年	ポルトガル	自動車税の税率を排気量とCO ₂ 排出量基準を併用した課税に変更。	2003年	フィンランド	車両税を導入。税率をCO ₂ 排出量、重量を基準に設定。
	フランス	ボーナス・マルス導入。自動車取得時に、CO ₂ 排出量の大きい車に課金(マルス)、排出量の少ない車に補助金を支給(ボーナス)。	2005年	ベルギー	連帯貢献金制度(社用車のみ)を導入。料金をCO ₂ 排出量に応じ設定。
	アイルランド	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	2006年	フランス	社用自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
	スペイン	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。		スウェーデン	自動車税を導入。税率を種類、駆動方式、CO ₂ 排出量、重量を基準に設定。
	フィンランド	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	2007年	ルクセンブルク	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
				ポルトガル	自動車流通税を導入。税率を車種、重量、排気量、CO ₂ 排出量を基準に設定。
			2008年	オランダ	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
				アイルランド	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
2009年 EUIにおいて「CO ₂ 排出規則」が成立(2015年までに企業別平均CO ₂ 排出量を130gCO ₂ /km以下とする目標を設定)。					
2010年	ラトビア	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	2009年	ドイツ	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準(燃料種別)と排気量基準を併用した課税に変更。
2012年	オランダ	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。		フランス	汚染車税を導入。税率をCO ₂ 排出量を基準に設定。
				2011年	フィンランド
2013年 EUIにおいて「CO ₂ 排出規則」を改訂(2021年までに企業別平均CO ₂ 排出量を95gCO ₂ /km以下とする目標を設定)。					
2018年	スウェーデン	ボーナス・マルス導入。			
2019年	イタリア	ボーナス・マルス導入。			
2019年 EUIにおいて「CO ₂ 排出規則」を改訂(2025年までに企業別平均CO ₂ 排出量を2021年の削減目標(95gCO ₂ /km)比15%減、2030年までに企業別平均CO ₂ 排出量を2021年の削減目標比37.5%減とする目標を設定)。					

(出典) 各国政府及びOECD資料をもとに作成。

注 環境省「税制全体のグリーン化推進検討会」(令和2年7月17日)資料より抜粋。

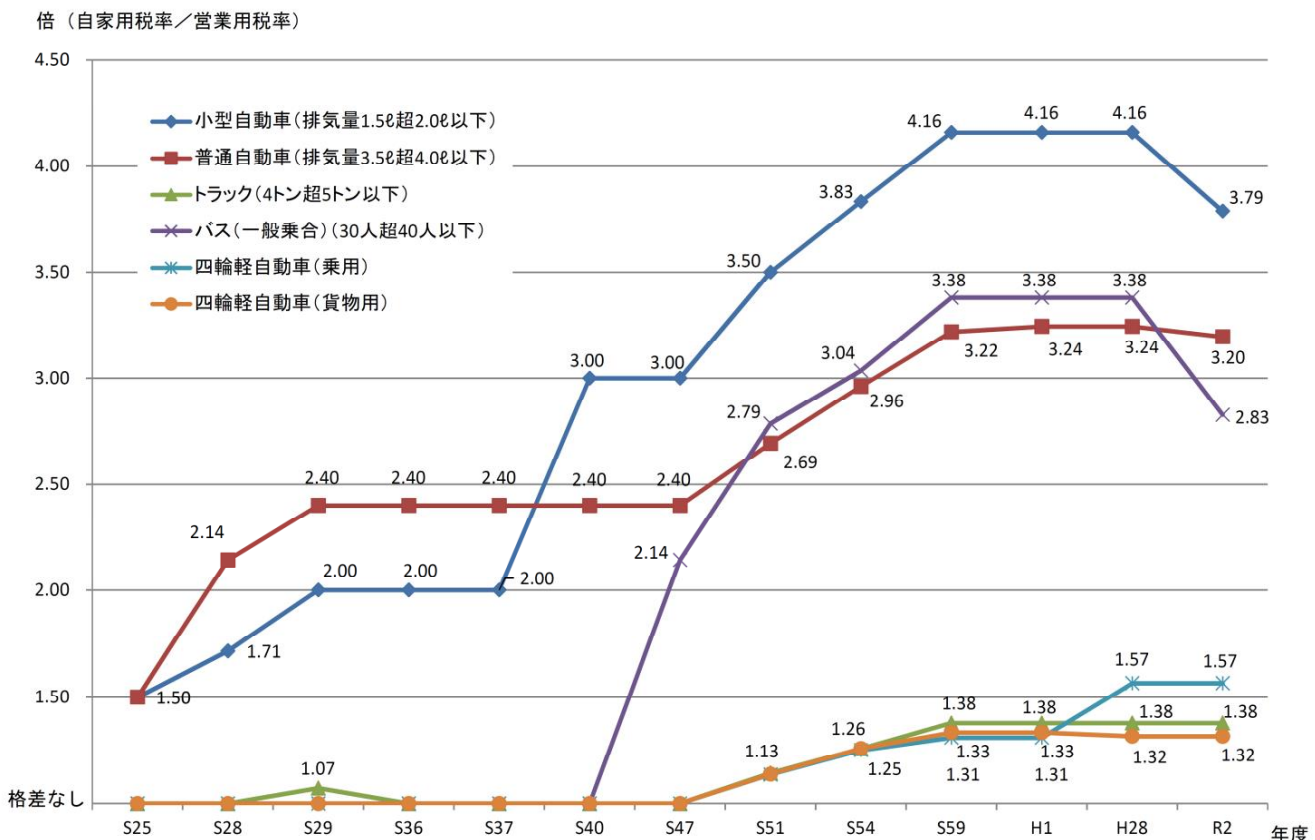
諸外国における車体課税のCO₂排出量基準について

(2018年1月時点)

	ドイツ	フランス			英国	
課税段階	保有	取得	取得	取得	保有	
税目/制度名	自動車税	自動車登録税	Bonus-Malus制度	Conversion Bonus	汚染車税	
税目/制度名	自動車税	自動車登録税	Bonus-Malus制度	Conversion Bonus	汚染車税	
制度概要	2009年～ ・CO ₂ 排出量及び排気量を課税標準として課税。	1998年～ ・課税標準の課税馬力の算出にCO ₂ 排出量を追加。	2008年～ ・自動車取得後初めての登録時に、CO ₂ 排出量の大きい車に課税(malus)、排出量の少ない車に補助金(bonus)を支給。	2018年～ ・一定年数経過したガソリン車・ディーゼル車を廃棄し、かつ電気自動車・燃料電池自動車又は一定量以下のCO ₂ 排出量の車を取得した場合に補助金(bonus)を支給。	2009年～ ・自家用車に対し、CO ₂ 排出量を課税標準として課税。	2001年～ ・CO ₂ 排出量を課税標準として課税。 ・2017年4月から、2年目以降はCO ₂ にかかわらず車種別に定額課税。
税率	・CO ₂ 排気量基準 →95gCO ₂ /km超の車に対し、超過1g当たり2ユーロ課税。 ・排気量基準(100cc当たり) →ガソリン車2ユーロ、ディーゼル車9.5ユーロ	・CO ₂ 排出量と馬力で計算される課税馬力に応じて設定。 課税馬力(CV) =CO ₂ 排出量÷45+(馬力(kW)÷40) ^(1/6) ・課税馬力当たりの税率は地域によって異なる。 ※パリ市の場合、1課税馬力当たり46.15ユーロ	・20gCO ₂ /km以下の車に対して、6,000ユーロを補助。(購入額の27%以内) ・120gCO ₂ /km以上の車の取得に対して、50～10,500ユーロを課税。	・1997年以前登録のガソリン車又は2001年以前登録のディーゼル車(商用2006年)を廃棄し、かつ ①新車電気自動車・燃料電池自動車取得時に2,500ユーロ支給。 ②中古電気自動車・燃料電池自動車又は新車・中古の130gCO ₂ /km未満のガソリン車・ディーゼル車取得時に1,000ユーロ(商用2,000ユーロ)を支給。	・191gCO ₂ /km以下の車に対し、毎年一律160ユーロ課税。	・初年度(FYR)はCO ₂ 排出量基準。 ガソリン車・ディーゼル車: 1gCO ₂ /km超に10～2,000ポンド課税 その他: 51gCO ₂ /km超に15～1,990ポンド課税 ・2年目(SR)以降は一定額を課税。 ガソリン車、ディーゼル車: 140ポンド課税 その他:130ポンド課税
次世代車(電気自動車等)の取扱い	・電気自動車・燃料電池自動車は免税。 2011年5月17日以前新車登録車:5年間免税 2011年5月18日～2020年12月31日新車登録車:10年間免税。 ※免税期間終了後は車両重量200kg当たり11.25～12.78ユーロ(重量に応じて異なる)をさらに50%軽減した税率で課税。	・電気自動車、燃料電池自動車は50%又は100%減免。(課税対象地により減免率は異なる。)	特になし	特になし	特になし	・ゼロエミッション車(電気自動車・燃料電池自動車)は免税。 ※販売価格が40,000ポンド以上の場合、2年目から5年間、追加課税分の支払いが求められる。

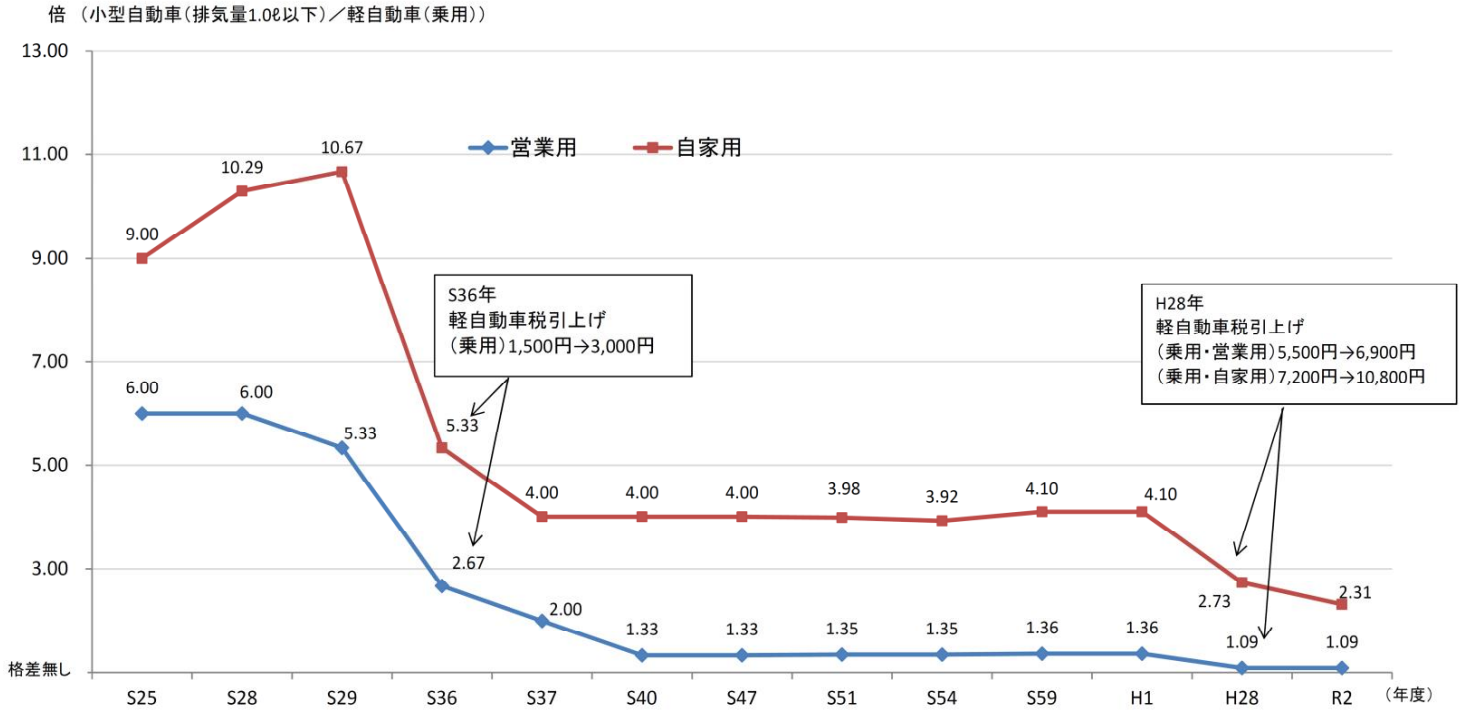
注1 東京都税制調査会『自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書』(令和3年3月)より再掲。
2 環境省「諸外国における車体課税のグリーン化の動向」(平成30年7月)、東京都主税局委託調査「平成30年フランスにおける車体課税のグリーン化及び今後の見通しに関する調査・分析等委託」より作成。

自動車税・軽自動車税における営自格差の推移



注1 東京都税制調査会『自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書』(令和3年3月)より再掲。
2 主税局ホームページ等より作成。

軽自格差の推移



注1 東京都税制調査会『自動車関連税制のあり方に関する分科会報告書』(令和3年3月)より再掲。
 2 総務省資料より作成。

東京都税制調査会委員名簿

(令和3年10月14日現在)

特別委員

氏名	現職
○ 宇田川 聡 史	東京都議会議員
小 宮 あんり	東京都議会議員
藤 井 あきら	東京都議会議員
長 橋 桂 一	東京都議会議員
白 石 たみお	東京都議会議員
酒 井 大 史	東京都議会議員

委員

氏名	現職
◎ 池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授
石 田 通 野	東京税理士会相談役
金 井 利 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
工 藤 裕 子	中央大学法学部教授
小 林 航	千葉商科大学政策情報学部教授
佐 藤 主 光	一橋大学経済学研究科教授
関 口 智	立教大学経済学部教授
高 端 正 幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
土 居 丈 朗	慶應義塾大学経済学部教授
沼 尾 波 子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
野 口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
松 原 有 里	明治大学商学部教授
宮 本 太 郎	中央大学法学部教授
○ 諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
吉 村 政 穂	一橋大学大学院法学研究科教授
青 木 克 徳	葛飾区長 (特別区長会)
清 水 庄 平	立川市長 (東京都市長会)
杉 浦 裕 之	瑞穂町長 (東京都町村会)

◎会長 ○副会長

下記の事項について諮問します。

平成30年5月18日

東京都知事 小池百合子

記

1 諮問事項

地方分権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める。

2 趣旨

急速なグローバル化の進展や先端技術の開発等、国際競争が益々激化する一方、我が国は、2025年には、団塊の世代が後期高齢者となるなど、人類が経験したことのない超高齢社会を迎える。

これらの日本を取り巻く内外の厳しい局面を乗り越えるには、国はもとより、東京を含めた地方がそれぞれの役割を果たし、日本全体が一丸となって難局に立ち向かわなければならない。

こうした中、国は、地方財政が直面する課題に対し、本質的な議論を深めることなく、税源の「偏在是正」を名目に「東京」対「その他の地方」の構図をつくりだし、平成31年度税制改正においても、地方間の財源調整を目的として「地方法人課税の新たな偏在是正措置」を行う考えを示している。

地方分権の発展に向け、真に必要なことは、国から地方への税源移譲を進め、地方の役割に見合った税財源の拡充を図っていくことであり、本質的な課題解決に向けた税財政制度の改革である。

このため、真の地方自治を確立する観点から、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について、提言を求めるものである。

東京都税制調査会設置要綱

平成12年5月24日
12主税税第46号
知事決定

(設置目的)

第1 地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等に関する事項を検討するため、東京都税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 調査会は、知事の諮問に応じ、以下の事項を検討し、提言する。

- (1) 地方税制度の改善に関する事。
- (2) 国と地方の税源配分に関する事。
- (3) その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関する事。

(委員及び特別委員)

第3 調査会は、委員19人程度、特別委員6人程度をもって構成する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから、特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 調査会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選により選任する。

- 2 会長は、調査会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 調査会は、会長が招集する。

(小委員会)

第6 調査会に、委員により組織される小委員会を置く。

- 2 小委員会は、調査会の付託を受け、第2に定める所掌事項について検討を行うとともに、これに必要な調査研究を行う。
- 3 小委員会に属すべき委員は、調査会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 小委員会に小委員長を置く。
- 5 小委員長は、会長が指名する。
- 6 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

(分科会)

第7 小委員会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、小委員会の付託を受けて、その部門に属する事項を研究する。
- 3 分科会に属すべき委員は、小委員会に属する委員のうちから小委員長が指名する。

- 4 分科会に、分科会長を置く。
- 5 分科会長は、委員の中から小委員長が指名する。
- 6 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

(専門委員)

第8 調査会において検討すべき事項につき、細目の調査研究その他の必要があるときは、会長は専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、会長が指名する。
- 3 専門委員は、会長が認める場合には小委員会又は分科会に参加することができる。

(意見の聴取)

第9 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第10 調査会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、調査会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(庶務)

第11 調査会の庶務は、主税局において処理する。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年7月31日までの間は、

別表中「

福祉保健局長

 」とあるのは「

福祉局長
健康局長

 とする。」

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（委員の任期の特例）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に第3の3に規定する任期が終了することとなる委員等の任期は、同項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

別表（第10関係）

幹事	教育長	都市整備局長
	東京都技監	環境局長
	政策企画局長	福祉保健局長
	総務局長	産業労働局長
	財務局長	建設局長
	生活文化局長	港湾局長
	オリンピック・パラリンピック準備局長	会計管理局長